

議長（福田会長）

会議資料 5 ページの議案第 30 号「町名・字名の取扱いについて」専門部会の説明を求めます。

事務局（河原行政経営部長）

議案第 30 号の「町名・字名の取扱いについて」ご説明いたします。参考資料は 15 ページから 20 ページですので、あわせてご覧ください。

議案の内容でございますが、本文中に記載のとおり、住居表示等により字が廃止され、町に画された区域の名称の町名は、原則として現行のとおりとし、前記以外の大字で画された区域の名称である字名は、従前からの名称から大字を削除し、末尾に町を加え、新たに町を画することとする。ただし、上記により同一の町名が生じることとなる場合には、宇都宮市の現行の町名と紛らわしくないようにするというものであります。

引き続き詳細についてご説明いたします。参考資料の 15 ページをご覧ください。

まず、現状についてであります。1 市 3 町の町名及び大字名の数につきましては、中段に記載のとおりであります。また、1 市 3 町の町名及び大字名につきましては、16 ページから 18 ページに記載のとおりであります。

15 ページに戻りますが、具体的な町名の表示方法であります。協定文案の前段部分にあります参考例 1 に記載してありますように、例えば、上三川町しらさぎ一丁目は、宇都宮市しらさぎ 1 丁目の町名になります。また、上河内町大字芦沼は宇都宮市芦沼町になります。協定文案のただし書き部分につきましては、参考例 2 に記載してありますように、同一町名としては宇都宮市大塚町と河内町大字大塚が、紛らわしい町名としては宇都宮市天神 1 丁目・2 丁目と上三川町天神町が、それぞれ該当しております。これらにつきましては、紛らわしくないように、それぞれ上大塚町、上三川天神町という案でいきたいと考えております。

また、先進事例については新潟市ほか 6 市の例を 19 ページから 20 ページに記載しております。

(2)の関係法令につきましては、20 ページに地方自治法の抜粋を記載しておりますのでご覧ください。

以上でご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長（福田会長）

議案第 30 号につきまして専門部会の説明が終わりました。ご意見等をお願いします。

1 市 3 町各々の町の数はおおよそ幾つぐらいずつあるのか、事務局で分かっていますか。はい、福田委員。

福田（栄）委員（河内町）

ただいまの町名は理解できますけれども、たまたま私の方の河内町の中に飛び地として同じ字名がついているところがございます。私どもも以前から町の方で住居表示なるものを要請していたのですが、なかなか実現できない。ぜひこういう機会に住居表示なるものを少し検討していただけないのかどうかということをお願いしたいと思います。

議長（福田会長）

今後の住居表示の進め方、合併後の住居表示の進め方について、どなたか。

事務局（渡辺行政経営課長）

まず最初に、各町の町名数でございますが、参考資料 15 ページに宇都宮市、上三川町、上河内町、河内町の町名と大字名の数をそれぞれ記載しております。

ただいまのご質問でございますが、住居表示をする場合には一定の条件がありまして、人口の密集地ということでもかなり限られていますが、それに該当する地域につきましては住居表示等で検討する必要があるかと思えます。

議長（福田会長）

福田委員、よろしいですか。

福田（栄）委員（河内町）

手前のことなので、地域的には皆さん方に理解できないと思えますが、同じ大字東岡本という地名がございます。東岡本ですから、鬼怒川沿いが元々はそうなのですが、団地造成でもって、直線にしても 2 キロ以上離れている団地の中に東岡本というのが入ってしまった。そこには岡本台ハイツという団地がございます。ですから、こういう際に、住居を移動できるかどうか。今のご答弁の「そのうち検討します」では、いつになるか見通しが無いと思われまますので、それらを一考できないかなと。

議長（福田会長）

河内町の大字東岡本が飛び地の東岡本と 2 つあります。ですから、今回の合併の町・字名の整理の中で、東岡本 1 丁目 365 番とか、東岡本 2 丁目 130 番とかいうふうに飛び地であるので、整理してしまった方がいいのではないかとことです。

事務局（渡辺行政経営課長）

合併と同時というのは非常に難しいかと思われまます。合併前に各町でそういう整備をされれば、合併と同時に移行することは十分可能だと思えます。

もう一つ、ついでに、河内町と宇都宮市の飛び地のかなり入り組んだところござい

ます。そこら辺の要望も私どもで聞いておりますが、これにつきましては、合併後速やかに対応しなければいけないのではないかと考えております。

議長（福田会長）

ほかにご意見がありましたらお願いいたします。

それでは、無いようでございますので、お諮りいたします。議案第 30 号「町名・字名の取扱いについて」は、ただいま福田委員からご指摘がありました件につきましては、合併までに整理できるものがあるとすれば、それは積極的にやっていただきたいと思えます。整理できない場合には、合併後速やかに行うということをお願いしたいと思えますが、原案のとおり決定することによってよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（福田会長）

それでは、議案第 30 号は原案のとおり決定といたします。